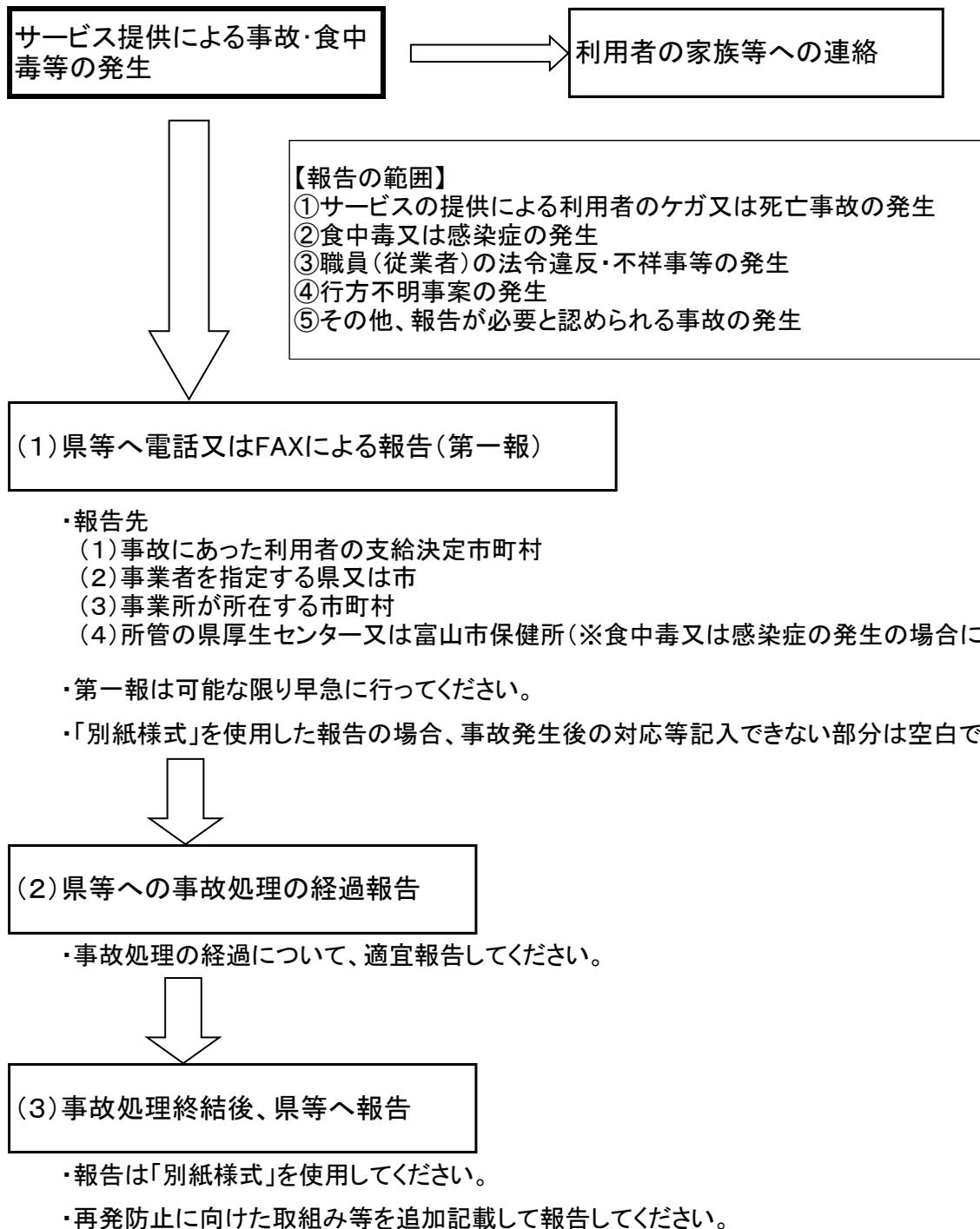


障害福祉サービス事業者等事故報告フロー図



【注意】

県等へ報告を要する事故とは、次のとおりです。

- ・送迎、通院等の間の事故も含まれます。
- ・ケガの程度は、外部の医療機関で入院・通院を要したものを原則とします。
- ・利用者の自己過失や第三者に起因するものも含まれます。
- ・事業者の責任や過失の有無は問いません。
- ・病気等による死亡の場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは含まれます。